

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第48号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年3月4日 15時20分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市太郎ヶ浦漁港 佐世保市所在の ^{しとね} 禰崎四等三角点から真方位036°570m付近 (概位 北緯33°14.9′ 東経129°33.9′)
事故等調査の経過	平成25年6月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第八 ^{きんえい} 金栄丸、999トン 134916、株式会社有明商事 B サンドコンパクション船 第四十七 ^{かなもり} 金森丸、総トン数不詳 不詳、井森工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾に擦過傷 B 右舷船尾張出し三方ローラーが破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、太郎ヶ浦漁港において、突堤先端付近で錨泊中のB船から海砂を瀨取りした後、同漁港を出航中、風に圧流され、平成25年3月4日15時20分ごろA船の左舷船尾とB船の右舷船尾張出し三方ローラーとが衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、太郎ヶ浦漁港で瀨取り作業をするのが初めてであった。 船長Aは、A船を操船するには、太郎ヶ浦漁港はかなり狭いと感じていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B なし A船は太郎ヶ浦漁港を出航中、B船は同漁港内の突堤先端付近で錨泊中、A船が風に圧流されたことから、両船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、太郎ヶ浦漁港において、A船が出航中、B船が錨泊中、A船が風に圧流されたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 風が強いときに狭い水域を出入航する場合は、風による圧流を考慮して操船すること。
-----------	---